

あおりオーバーン高校生ムービーグランプリ～あおりを守ろう～
募集要項

1 概要

県では、新型コロナウイルス感染症を克服していくため、最前線で働く方々への感謝や正しい知識の理解促進などの気運を醸成する「あおりオーバーン」という取組を推進しています。

「with コロナ時代」と言われているように、新型コロナウイルス感染症と共存しつつ、社会経済活動を行っていくためには、「新しい生活様式」の定着が重要です。

そこで、県民への「新しい生活様式」の定着促進を目的とした動画を募集するため、あおりオーバーン高校生ムービーグランプリ～あおりを守ろう～（以下、「本グランプリ」という。）を開催することとしました。

2 応募資格

青森県内の高等学校（特別支援学校を含む）に在学する高校生

3 募集テーマ

「新しい生活様式」

例)

- ・専攻科や部活動の特徴を生かした新しい生活様式を説明・表現したもの。
- ・授業や部活動で実際に取り入れている新しい生活様式の実践例。
- ・新しい生活様式に対応した、学校生活や働き方の提案 等

※ただし、マスクの着用や手洗いの仕方に限定したものは除きます。（既にある程度行動が定着しているため）

（参考資料）

- ・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省作成）
- ・人との接触を8割減らす、10のポイント（厚生労働省作成）
- ・政府広報オンライン 新しい生活様式を身につけましょう。 等

4 動画の形式

- ・原則として、1分以内に収まるよう撮影・編集してください。
（やむを得ず、1分を超える場合であっても、審査対象外とはなりません。）
- ・MP4 または MOV 形式としてください。
- ・スマートフォン等で撮影する場合は、カメラを横置きにしてください。

5 募集期間

令和2年10月20日（火）～令和2年12月14日（月）

6 応募方法

- ・各高校で取りまとめの上、応募票（別紙）と動画ファイルを以下のアドレスにメールで送信してください。
- ・メールシステムの都合上、大容量の動画は受信できませんので必ず無料のオンラインストレージ（ギガファイル便）を活用ください。
- ・応募する動画の数に制限はありません。
- ・動画を撮影する単位（個人・クラス・学年・部活動など）は自由です。

MAIL : aomoriovation@pref.aomori.lg.jp

7 応募規約

動画の提出があった場合、グランプリの応募規約に同意いただいたものとみなします。なお、応募規約に違反した場合は、選考の対象となりませんのでご注意ください。審査後に違反が判明した場合も受賞取消などの対象となります。

- ・応募に際して、動画内に人物が映る場合は、必ずご本人（被写体）の使用許諾を得てください。また、親権者の承諾を得てください。（教員等成人の場合は不要）
- ・第三者の著作権や肖像権を侵害するもの、公序良俗に反するもの、特定の個人・団体が利益を受けるもの、他人を誹謗中傷するもの等は、応募又は受賞権利が無効となります。
- ・肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、青森県は一切責任を負いません。また、動画制作に関して、第三者との間で紛争が生じた場合、動画制作者の責任と費用により当該紛争を解決するものとします。
- ・応募作品の利用に関する権利は、青森県に帰属します。応募作品は、青森県の行う広報活動として、第三者へ提供、または各種広報物で使用することがあります。また、使用する場合、特に個別にお知らせすることはございませんので、あらかじめご了承ください。
- ・グランプリについて（全部または一部）、応募者に事前に通知することなく変更または中止することがあります。なお、必要と判断した場合には、応募者への予告なく本規約を変更できるほか、グランプリの適正な運用を確保するために必要な措置をとることが出来ます。
- ・提出のあった動画に付随する個人情報については、グランプリに係るもののみを使用します。ただし、作品の公開にあたっては、学校名などの公表を予定しておりますので、予めご了承ください。

8 審査

- ・応募のあった動画については、審査会を行い、受賞作品を決定します。
- ・結果はAomoriOvation公式WEBサイト（<https://aomoriovation.jp>）で発表するとともに、各学校に通知します。
- ・受賞者には、賞状・副賞を贈呈するほか、優れた作品については、県が今後実施する「新しい生活様式」の定着促進に関する広報素材として使用する場合があります。

9 その他

- ・審査結果等に関するお問い合わせにはお答えしかねますのでご了承ください。
- ・受賞者の権利は他の人への譲渡はできません。
- ・グランプリに参加、または受賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他の申し立てについても、県は一切責任を負いません。